

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成31年4月12日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

福祉避難所協定施設（障害者及び高齢者関係施設）との連携強化に向けた図上演習及び実動訓練等支援業務委託

(2) 業務内容

本業務は、災害時における福祉避難所（障害者及び高齢者関係施設）の開設・運営の円滑な実施に向け、協定施設と区の相互連携・協力の明確化を図る必要があるため、障害者及び高齢者関係施設が参加した図上演習や実動訓練等の支援を行う業務である。

主な業務内容

- ①図上演習及び実動訓練の支援
- ②災害関連勉強会の開催支援
- ③福祉避難所連絡会及び検討部会の開催
- ④福祉避難所運営マニュアル等作成

(3) 履行期間（予定）

平成31年（2019年）7月1日～平成34年（2022年）3月31日

※契約は年度ごとに行い、各年度における本事業の予算配当があること、及び平成32年度（2020年度）以降については前年度の履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 事業者の特定の方法

選定は、選定委員会により以下のとおり行う。

- (1) 提出された提案書を評価基準に基づき審査する。
- (2) プレゼンテーションを行い、その内容を評価基準に基づき審査し、点数が最も高かった事業者を選定する。
- (3) 選定結果は、電子メールで通知する。

5 事業者を特定するための評価基準

- (1) 本業務を行うために必要な災害時要配慮者支援や福祉避難所運営に関する課題認識等のレベル
- (2) 本業務の企画提案内容の的確性・実現可能性
- (3) 本業務を行うにあたっての実施体制
- (4) 事業者及び業務責任者の実績・経歴等
- (5) 委託経費の見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性、実現可能性

6 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区高齢福祉部高齢福祉課管理係
(世田谷区役所分庁舎3階)

電話：03-5432-2397 ファクシミリ：03-5432-3085

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成31年4月12日（金）から4月26日（金）の正午まで（土曜、日曜除く）

場所：上記（1）担当部課窓口及び世田谷区ホームページでの閲覧

方法：窓口における配布または区ホームページからのダウンロードによる

(3) 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

期限：平成31年4月26日（金）正午まで必着

場所：上記（1）担当部課に同じ

方法：持参または郵送（締切日必着。郵送の場合は書留郵便に限る）

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

期限：平成31年（2019年）6月3日（月）午後4時まで必着

場所：上記（1）担当部課に同じ

方法：持参に限る

(5) プレゼンテーションの日時

予定日時：6月下旬

場 所：別途連絡

7 その他

- (1) 本提案に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
- (2) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6 (1) 担当部課に同じ
- (8) 詳細は説明書による。